

平成28年第4回港区議会定例会追加議案一覧

追加議案8件

- | | |
|---------|------------------------------------|
| 議案第126号 | 港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第127号 | 港区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第128号 | 港区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第129号 | 港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第130号 | 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第131号 | 平成28年度港区一般会計補正予算（第4号） |
| 議案第132号 | 平成28年度港区国民健康保険事業会計補正予算（第1号） |
| 議案第133号 | 平成28年度港区一般会計補正予算（第6号） |

平成28年第4回港区議会定例会追加議案の概要

議案第126号

【総務部総務課】

港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、港区特別職報酬等審議会の答申を受け、区議会議員の議員報酬の額等を改定するものです。

○ 内 容

(1) 議員報酬の額の改定

- ・ 議長 90万5,000円 → 90万6,400円
- ・ 副議長 78万3,000円 → 78万4,200円
- ・ 委員長 65万2,000円 → 65万3,000円
- ・ 副委員長 62万5,000円 → 62万5,900円
- ・ 議員 61万3,000円 → 61万3,900円

(2) 平成28年度の期末手当の支給月数の引上げ

- ・ 12月支給分 1.75月 → 1.85月

※この引上げに伴い、平成28年度の期末手当の年間支給月数は、次のように改定されます（括弧内は、引上げ月数）。

- ・ 3.65月 → 3.75月（0.10月）

(3) 平成29年度以降の期末手当の支給月数の改定

- ・ 期末手当の各支給月における支給月数を次のとおり改定します。

6月分	12月分	3月分	年間
1.70月 (0.05)	1.80月 (0.05)	0.25月 (0)	3.75月 (0.10)

(括弧内は、現行規定からの引上げ月数)

- 施行期日 公布の日。ただし、(3)については、平成29年4月1日

- 適用期日 (1)については、平成28年4月1日

議案第127号

【総務部総務課】

港区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、港区特別職報酬等審議会の答申を受け、区長等の給料の額等を改定するものです。

○ 内 容

(1) 給料の額の改定

- ・ 区長 125万3,000円 → 125万4,900円
- ・ 副区長 100万8,000円 → 100万9,500円

(2) 平成28年度の期末手当の支給月数の引上げ

- ・ 12月支給分 1.75月 → 1.85月

※この引上げに伴い、平成28年度の期末手当の年間支給月数は、次のように改定されます（括弧内は、引上げ月数）。

- ・ 3.65月 → 3.75月（0.10月）

(3) 平成29年度以降の期末手当の支給月数の改定

- ・ 期末手当の各支給月における支給月数を次のとおり改定します。

6月分	12月分	3月分	年間
1.70月 (0.05)	1.80月 (0.05)	0.25月 (0)	3.75月 (0.10)

(括弧内は、現行規定からの引上げ月数)

- 施行期日 公布の日。ただし、(3)については、平成29年4月1日
- 適用期日 (1)については、平成28年4月1日

議案第128号

【総務部総務課】

港区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、港区特別職報酬等審議会の答申を受け、教育長の給料の額を改定するものです。

- 内 容 給料の額の改定
・ 93万6,000円 → 93万7,400円

- 施行期日 公布の日

- 適用期日 平成28年10月12日

※教育長の期末手当については、港区教育委員会教育長の給与等に関する条例第4条の規定により、港区長等と同様の引上げとなります。

議案第129号

【総務部人材育成推進担当】

港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

本案は、特別区人事委員会の勧告を受け、職員の給与を改定するものです。

- 内 容

(1) 給料月額の変更

- ・例：行政職給料表（一）平均改定率 + 0.15%

(2) 平成28年度の勤勉手当の支給月数の改定

- ・平成28年12月支給分の勤勉手当の支給月数を0.10月（再任用職員については0.05月）引き上げます。

	12月分	年 間
管 理 職 員	1.15月 (0.10)	2.20月 (0.10)
管理職員以外の職員	0.95月 (0.10)	1.80月 (0.10)
再任用職員 (管理職員)	0.55月 (0.05)	1.05月 (0.05)
再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.45月 (0.05)	0.85月 (0.05)

(括弧内は、引上げ月数)

※この引上げに伴い、平成28年度の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数は、次のように改定されます。

- ・管理職員 } 4.30月 → 4.40月
管理職員以外の職員 } (0.10月)
- ・再任用職員 2.25月 → 2.30月
(0.05月)

(3) 平成29年度以降の勤勉手当の支給月数の改定

- ・勤勉手当の各支給月における支給月数を次のとおり改定します。

	6月分	12月分	年 間
管 理 職 員	1.10月 (0.05)	1.10月 (0.05)	2.20月 (0.10)
管理職員以外の職員	0.90月 (0.05)	0.90月 (0.05)	1.80月 (0.10)
再任用職員 (管理職員)	0.525月 (0.025)	0.525月 (0.025)	1.05月 (0.05)
再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.425月 (0.025)	0.425月 (0.025)	0.85月 (0.05)

(括弧内は、現行規定からの引上げ月数)

※この引上げに伴い、平成29年度以降の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数は、次のように改定されます。

- ・管理職員 } 4.30月 → 4.40月
管理職員以外の職員 } (0.10月)

・再任用職員 2.25月 → 2.30月
(0.05月)

○ 施行期日 公布の日。ただし、(3)については、平成29年4月1日

○ 適用期日 (1)については、平成28年4月1日

議案第130号

【教育委員会事務局庶務課】

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

本案は、特別区人事委員会の勧告を受け、幼稚園教育職員の給与を改定するものです。

○ 内 容

(1) 給料月額の改定

・平均改定率 +0.15%

(2) 平成28年度の勤勉手当の支給月数の改定

・平成28年12月支給分の勤勉手当の支給月数を0.10月（再任用職員については0.05月）引き上げます。

	12月分	年 間
管 理 職 員	1.15月 (0.10)	2.20月 (0.10)
管理職員以外の職員	0.95月 (0.10)	1.80月 (0.10)
再任用職員 (管 理 職 員)	0.55月 (0.05)	1.05月 (0.05)
再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.45月 (0.05)	0.85月 (0.05)

(括弧内は、引上げ月数)

※この引上げに伴い、平成28年度の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数は、次のように改定されます。

・管 理 職 員 } 4.30月 → 4.40月
 管理職員以外の職員 } (0.10月)
 ・再任用職員 2.25月 → 2.30月
 (0.05月)

(3) 平成29年度以降の勤勉手当の支給月数の改定

・勤勉手当の各支給月における支給月数を次のとおり改定します。

	6月分	12月分	年間
管 理 職 員	1.10月 (0.05)	1.10月 (0.05)	2.20月 (0.10)
管理職員以外の職員	0.90月 (0.05)	0.90月 (0.05)	1.80月 (0.10)
再 任 用 職 員 (管 理 職 員)	0.525月 (0.025)	0.525月 (0.025)	1.05月 (0.05)
再 任 用 職 員 (管理職員以外の職員)	0.425月 (0.025)	0.425月 (0.025)	0.85月 (0.05)

(括弧内は、現行規定からの引上げ月数)

※この引上げに伴い、平成29年度以降の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数は、次のように改定されます。

- ・ 管 理 職 員 } 4.30月 → 4.40月
- 管理職員以外の職員 } (0.10月)
- ・ 再 任 用 職 員 2.25月 → 2.30月
(0.05月)

○ 施行期日 公布の日。ただし、(3)については、平成29年4月1日

○ 適用期日 (1)については、平成28年4月1日

議案第131号

【企画経営部財政課】

平成28年度港区一般会計補正予算(第4号)

本案の概要は、別表1のとおりです。

議案第132号

【企画経営部財政課】

平成28年度港区国民健康保険事業会計補正予算(第1号)

本案の概要は、別表2のとおりです。

議案第133号

【企画経営部財政課】

平成28年度港区一般会計補正予算(第6号)

本案の概要は、別表3のとおりです。

平成28年度港区一般会計補正予算(第4号)概要

1 歳入歳出予算補正

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		補正額の説明
				特定財源	一般財源	
1 議会費	千円 731,888	千円 3,729	千円 735,617	千円	千円 3,729	千円 1 区議会議員人件費の追加 (1)報酬 3,729 (3,729)
2 総務費	20,192,916	157,817	20,350,733		157,817	1 職員人件費の追加 (1)特別職 (2)一般職員 53,349 (618) (52,731) 2 職員人件費の追加 (1)一般職員 29,922 (29,922) 3 職員人件費の追加 (1)一般職員 69,438 (69,438) 4 職員人件費の追加 (1)一般職員 5,108 (5,108)
3 環境清掃費	5,433,938	22,951	5,456,889		22,951	1 職員人件費の追加 (1)一般職員 22,951 (22,951)
8 教育費	18,752,659	153	18,752,812		153	1 職員人件費の追加 (1)特別職 153 (153)
10 諸支出金	7,998,820	2,092	8,000,912		2,092	1 安心できる地域保健・医療体制の推進に要する追加経費 を計上 2,092 (1)国民健康保険事業会計繰出金を追加 (2,092)
歳出合計	122,421,626	186,742	122,608,368		186,742	

繰越金	千円 186,742
-----	---------------

平成28年度港区国民健康保険事業会計補正予算(第1号)概要

1 歳入歳出予算補正

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	補正額の説明
1 総務費	千円 496,071	千円 2,092	千円 498,163	繰入金 2,092	1 職員人件費の追加 (1)一般職員 2,092 (2,092)
歳出合計	27,827,999	2,092	27,830,091	2,092	

平成28年度港区一般会計補正予算(第6号)概要

1 歳入歳出予算補正

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		補正額の説明
				特定財源	一般財源	
4 民生費	千円 43,997,219	千円 66,133	千円 44,063,352	千円	千円 66,133	千円 1 子どもの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進に要する追加経費を計上 (1)緊急暫定学童クラブを追加 36,512 (36,512) 2 保育園待機児童解消の推進に要する追加経費を計上 (1)港区保育室事業を追加 29,621 (29,621)
歳出合計	122,966,854	66,133	123,032,987		66,133	

繰越金	千円 66,133
-----	--------------

2 債務負担行為補正

追加

(単位:千円)

事項	期間	限度額
(仮称)五色橋学童クラブ整備	平成28年度～平成29年度	163,979
(仮称)五色橋学童クラブ開設準備	平成28年度～平成29年度	20,000
(仮称)五色橋保育室整備	平成28年度～平成29年度	231,970
(仮称)五色橋保育室開設準備	平成28年度～平成29年度	23,922